



平成26年12月12日

各 位

会 社 名 株式会社ワイヤレスゲート
(コード9419：マザーズ)

住 所 東京都品川区東品川2-2-20
天王洲郵船ビル5階

代表者 代表取締役CEO 池田 武弘

問合先 取締役CFO管理本部長 小島 聡

(TEL. 03-6433-2045)

当社に関する情報を得た社外の情報受領者による内部者取引に対する 証券取引等監視委員会からの課徴金納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社に関する情報を得た社外の情報受領者に対して、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

当社による法令違反ではないものの、株主・投資家をはじめとする関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告の概要

証券取引等監視委員会の勧告によりますと、課徴金納付命令の対象である情報受領者は、当社が平成25年7月19日に行った株式の分割に関する未公開事実を知り、この事実が公表された平成25年7月19日午後3時頃より前の同日午前10時12分頃、当該事実が公表される前に当社株式1000株を買い付けたとのことです。

勧告では、この行為が金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項または第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められたとのことです。なお、情報受領者が、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は52万円とのことです。

2. 当社の今後の対応について

当社では、インサイダー取引防止規程の制定、並びに社内啓発を目的とした定期的な研修等の実施により、内部者取引の未然防止を含めたコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。

そのような中で、当社による法令違反ではないものの、当社上場株式の取引者が勧告を受けたことは誠に遺憾であり、当社は、内部者取引にかかる情報管理体制を再構築し、インサイダー取引防止規程及びコンプライアンスの順守について、その周知・徹底をさらに強く図るとともに、引き続きインサイダー取引規制を含めたコンプライアンスに関する教育を徹底してまいります。

以 上